

D X人材育成講座委託業務 仕様書（案）

この仕様書は、長野県が行うD X人材育成講座を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものとする。

1 件 名

D X人材育成講座委託業務

2 目 的

Society5.0の到来を見据えたD X人材育成の強化が必要とされており、各産業における問題や課題を定義し、これを解決するためにデジタル技術を積極的に活用できる人材の育成を行う。

本業務では、D X人材育成の取組を県内大学等に展開することにより、企業のD X推進に寄与する人材を輩出することを目的とする。また、講座を学生のみならず社会人も視聴できるようにすることで企業のD X推進も図る。

3 委託期間

契約日から令和7年（2025年）3月7日まで

4 委託内容

県内大学等の学生及び県内に事業所を有する企業に在籍する社会人を対象としたD X人材育成講座の企画及び実施。

（1）講座の周知

ア 県内大学等へ訪問、もしくはオンライン面談等により事業内容を周知し、実施先を選定する。

イ 社会人向けに、S N S、W e bサイト等を活用し周知する。

（2）講座内容の検討

ア 社会人を対象とした講座については、職種・業種に関係なくのD Xを推進するためのマインドを醸成する講座としてデジタル分野に関する著名人による講座と、企業における先進事例やD X推進の取り組みの実例を取り入れて、データやデジタル技術の活用事例やその実現手段について学ぶことのできる講座を実施する。（オンライン配信による開催3回を想定）

イ アに挙げた講座は、情報技術などの前提知識を必要としないこと。

ウ 県内大学等では、実施先の専門性に合わせて、関連性の高い事例などを取り入れた講座を開催する。（集合形式による開催2～4校を想定）

（3）講師の調整

4（2）に示す講座の講師等を選定すること。

（4）講座の実施

ア 4（2）アに示す講座は、60分程度が望ましい。

イ 4（2）ウに示す講座は、開催校の希望に合わせて講座の時間を設定することが望ましい。

ウ 4（2）ウに示す講座は、集合形式による開催を基本とする。

エ 4（2）ウに示す講座は、実施後アーカイブコンテンツとしてオンラインで配信する。

オ 受講用アカウントは見積限度額の範囲内で750以上準備すること。

カ オと別に発注者が講座内容を確認できるよう10アカウント以上準備すること。

キ 4（2）ウに示す講座においては、理解度確認用の小テストやアンケートを実施し、受講者の

進捗状況や小テストの回答を可視化すること。その結果は長野県産業労働部産業人材育成課及び講座を実施した教育機関に適宜報告すること。

(5) 受講後アンケートの実施

ア 講座の実施後、受講した者に対し受講後アンケートを実施する。

イ アンケート項目については、産業人材育成課と協議の上決定し、アンケート結果を業務終了時に提出する。

(6) スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は産業人材育成課と受託者が協議の上、決定する。

日程	項目
5月～	講座を実施する県内大学等の選定
6月～	県内大学等における講座開催 (2～4校、4(2)ウの学生向け講座)
～8月	配信講座実施 (全3回：4(2)アの社会人向け講座)
8月～1月	・事業PR ・アーカイブ用アカウント受付期間
8月下旬～2月	アーカイブ配信期間
～2月	アーカイブ配信アンケート実施
3月7日	業務完了報告

5 業務委託完了後の提出書類

本事業の終了後、令和7年3月7日までに以下の書類を産業人材育成課へ提出すること。

(1) 業務委託完了報告書 (A4判・任意様式)

(2) その他資料

- ・ 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、産業人材育成課が必要と認めたもの。(電子データファイルを含む。)
- ・ 電子データファイルは、マイクロソフト社のWord、Excel、PowerPoint のいずれかで作成されたものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、産業人材育成課との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に係る映像等記録

本事業に係る映像等記録については、長野県に帰属することとする。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、産業人材育成課との連絡調整を行うこと。また、受託業務の実施にあたっての打合せは、長野県庁において、または遠隔会議システムを利用して行う。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度産業人材育成課と受託者が協議して決定するものとする。